

医療保険による訪問看護料金表

別紙料金表② (H30.4.1)

ご利用項目		金額	自己負担額			
			1割	2割	3割	
訪問看護基本療養費 I (1日につき)	週3日目まで	5,550 円	555 円	1,110 円	1,665 円	
	週4日目以降	6,550 円	655 円	1,310 円	1,965 円	
専門研修を受けた看護師が同一日に共同の訪問看護を行った時		12,850 円	1,285 円	2,570 円	3,855 円	
※「同一建物居住者」に同一日に他の患者にも訪問した場合に算定 (3人以上1人目から)						
訪問看護基本療養費 II (1日につき)	週3日目まで	2,780 円	278 円	556 円	834 円	
	週4日目以降	3,280 円	328 円	656 円	984 円	
専門研修を受けた看護師が同一日に共同の訪問看護を行った時		12,850 円	1,285 円	2,570 円	3,855 円	
訪問看護基本療養費Ⅲ	入院中の外泊(2回まで)	8,500 円	850 円	1,700 円	2,550 円	
機能強化訪問看護管理療養費 I (月の初日)		12,400 円	1,240 円	2,480 円	3,720 円	
訪問看護管理療養費 (月の2日目以降)		2,980 円	298 円	596 円	894 円	
加算	乳幼児加算	6歳未満の乳幼児	1,500 円	150 円	300 円	450 円
	難病等複数回 訪問看護加算	1日2回訪問の場合	4,500 円	450 円	900 円	1,350 円
		1日3回訪問の場合	8,000 円	800 円	1,600 円	2,400 円
	緊急訪問看護加算(診療所又は在宅療養支援病院の指示の下、緊急訪問1日につき)		2,650 円	265 円	530 円	795 円
	複数名訪問看護加算	看護師・PT等(週1回)	4,500 円	450 円	900 円	1,350 円
		准看護師(週1回)	3,800 円	380 円	760 円	1,140 円
		ア.看護補助者(週3回)	3,000 円	300 円	600 円	900 円
		イ.看護補助者(日1回)	3,000 円	300 円	600 円	900 円
		ウ.看護補助者(日2回)	6,000 円	600 円	900 円	1,800 円
	エ.看護補助者(日3回以上)	10,000 円	1,000 円	2,000 円	3,000 円	
	長時間訪問看護加算 / 90分 (要件により週1~3回可)		5,200 円	520 円	1,040 円	1,560 円
	24時間対応体制加算(月1回)		6,400 円	640 円	1,280 円	1,920 円
	特別管理加算 (月1回)	重	5,000 円	500 円	1,000 円	1,500 円
		軽	2,500 円	250 円	500 円	750 円
	退院時共同指導加算 (月1回)	特別管理加算あり	10,000 円	1,000 円	2,000 円	3,000 円
特別管理加算なし		8,000 円	800 円	1,600 円	2,400 円	
看護・介護職員連携強化加算(月1回)		2,500 円	250 円	500 円	750 円	
退院支援指導加算(適応時)		6,000 円	600 円	1,200 円	1,800 円	
在宅患者連携指導加算(適応月/月1回)		3,000 円	300 円	600 円	900 円	
夜間・早期訪問看護加算18時~22時/6時~8時		2,100 円	210 円	420 円	630 円	
深夜訪問看護加算(22時~翌6時)		4,200 円	420 円	840 円	1,260 円	
在宅患者緊急時等カンファレンス加算 (適応月/月2回)		2,000 円	200 円	400 円	600 円	
訪問看護情報提供療養費 1・2・3 (月1回)		1,500 円	150 円	300 円	450 円	
ターミナルケア療養費 1 (適応時)		25,000 円	2,500 円	5,000 円	7,500 円	
ターミナルケア療養費 2 (適応時)		10,000 円	1,000 円	2,000 円	3,000 円	

差額実費費用	
延長料金	・訪問時間が1時間30分を超えた場合 5,200円/1回
	・1時間30分を超えて延長サービスを提供した場合 15分毎に2,250円
その他	営業日以外の場合 1回3,000円が加算される
	死後の処置代 12,000円
	日常生活用具、物品、材料費等は実費となります

自費の訪問看護費用	
自費による訪問看護	30分毎に4,500円
早朝(午前6時~午前8時)	25%増
夜間(午後6時~午後10時)	
深夜(午後10時~午前6時)	50%増

※実際の請求と料金表の合計とは小数点以下の処理から誤差が生じる場合があります。

交通費	公共交通機関利用	実費		
	訪問車利用 (片道)	3km未満は一律	300 円	
		3km以上	1km	50 円
有料駐車場利用時	実費			

訪問看護及び介護予防訪問看護ご利用料金表

別紙料金表①

1 単位：11.12円（横浜市⇒2 級地）

（H30.8月改正）

介護予防訪問看護費	サービス提供時間		サービス内容	単位数	金額	利用者負担 (1割) *2	利用者負担 (2割) *2
	所要時間20分未満の場合 *1		介護予防訪問看護 I 1	300	3,336円	334円	668円
	所要時間30分未満の場合		介護予防訪問看護 I 2	448	4,981円	499円	997円
	所要時間30分以上1時間未満の場合		介護予防訪問看護 I 3	787	8,751円	876円	1,751円
	所要時間1時間以上1時間30分未満の場合		介護予防訪問看護 I 4	1,080	12,009円	1,201円	2,402円
	PT・OT等による訪問の場合(20分)		介護予防訪問看護 I 5	286	3,180円	318円	636円
	PT・OT等による訪問の場合(40分)		介護予防訪問看護 I 5×2	572	6,360円	636円	1,272円
	PT・OT等による訪問の場合(60分)		介護予防訪問看護 I 5・2超	771	8,573円	858円	1,715円
訪問看護費	サービス提供時間		サービス内容	単位数	金額	利用者負担 (1割) *2	利用者負担 (2割) *2
	所要時間20分未満の場合 *1		訪問看護 I 1	311	3,458円	346円	692円
	所要時間30分未満の場合		訪問看護 I 2	467	5,193円	520円	1,039円
	所要時間30分以上1時間未満の場合		訪問看護 I 3	816	9,073円	908円	1,815円
	所要時間1時間以上1時間30分未満の場合		訪問看護 I 4	1,118	12,432円	1,244円	2,487円
	PT・OT等による訪問の場合(20分)		訪問看護 I 5	296	3,291円	330円	659円
	PT・OT等による訪問の場合(40分)		訪問看護 I 5×2	592	6,583円	659円	1,317円
	PT・OT等による訪問の場合(60分)		訪問看護 I 5・2超	798	8,873円	888円	1,775円
加算	サービス提供体制強化加算(1回につき)		サービス提供体制強化加算	6	66円	7円	14円
	・別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定訪問看護事業所が、利用者に対し、訪問看護を行った場合に加算される		サービス提供体制強化加算×2	12	133円	14円	27円
			サービス提供体制強化加算×3	18	200円	20円	40円
			サービス提供体制強化加算2(*5については1月につき)	50	556円	56円	112円
	利用者の同意を得て、計画的ではない緊急時訪問を必要に応じて行う場合※計画に位置付けた方に限り		緊急時訪問看護加算1*3	574	6,382円	639円	1,277円
	特別な管理を必要とする利用者に対して訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合		特別管理加算(I)	500	5,560円	556円	1,112円
			特別管理加算(II)	250	2,780円	278円	556円
	新規に看護計画書を作成した場合(サービス初回月)		初回加算	300	3,336円	334円	668円
	病院、診療所、老健、介護医療院に入院中又は入所中の者に対し、主治医等と連携し必要な指導を行い、その内容を文書により提供した場合(初回加算算定の場合は算定不可)		退院時共同指導加算(1回) ※特別管理加算の場合に限り2回可	600	6,672円	668円	1,335円
	ケアプラン上90分以上のサービスを位置付けている場合1回につき加算※特別管理加算の対象者に限る		長時間訪問看護加算	300	3,336円	334円	668円
	複数の看護師等が同時に看護を行う場合	複数名訪問看護加算 I	所要時間30分未満	254	2,824円	283円	565円
			所要時間30分以上	402	4,470円	447円	894円
	看護師等が看護補助者とともに看護を行う場合	複数名訪問看護加算 II	所要時間30分未満	201	2,235円	224円	447円
			所要時間30分以上	317	3,525円	353円	705円
	厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、ターミナルケアを行った場合(介護給付に限る)		ターミナルケア加算(死亡月)	2,000	22,240円	2,224円	4,448円
	午前6時～午前8時、又は午後6時～午後10時の時間帯に居宅サービス計画上に位置付けて訪問看護を行った場合		夜間早朝加算	所定単位×1.25			
午後10時～午前6時の時間帯に居宅サービス計画上に位置付けて訪問看護を行った場合		深夜加算	所定単位×1.5				
訪問介護事業所(登録特定行為事業者)と連携し、喀痰吸引等の支援指導を行った場合		訪問看護・介護連携強化加算(1月に1回に限り)	250	2,780円	278円	556円	
定期巡回・随時対応サービス・連携型訪問看護(介護給付に限る)(月定額)			2,935	32,637円	3,264円	6,528円	
要介護5の者の場合にのみ前項に加算(1月につき)			800	8,896円	890円	1,780円	
看護体制加算算定要件を満たした事業所が、訪問看護を提供した場合※介護予防訪問看護はIIに限る		看護体制強化加算 I	600	6,672円	668円	1,335円	
		看護体制強化加算 II	300	3,336円	334円	668円	

*1 …… 20分未満の訪問看護(介護予防含む)は、特定の場合のみ利用可能です。

*2 …… 1月にご利用された介護保険サービスの合計単位数が、介護保険被保険者証に記載された「区分支給限度基準額」を超えた場合、超過分は保険対象外(全額自己負担)となる場合がありますのでご注意ください。

*3 …… 1月以内の2回目以降の緊急時訪問については、状態等限定せず、早朝、夜間、深夜の訪問看護に関わる加算を算定します。

《利用料負担額の計算方法》 ※実際の請求と料金表の合計とは小数点以下の処理から誤差が生じる場合があります。

地域単価×単位数=〇〇円(1円未満切り捨て)

〇〇円-(〇〇円×負担割合※1(1円未満切り捨て))=△△円(利用者負担額) ※1負担割合は1割負担の場合:0.9、2割負担の場合:0.8

《運営規程で定めたその他の費用(利用者負担)》

その他	交通費	通常の実施地域(港南区、磯子区、栄区、戸塚区)以外の地域の方は、交通費がかかります。 公共交通機関利用・・・実費負担、訪問車利用・・・実施地域を越えた分について、片道1キロメートル毎に50円
		亡くなられた後処置(死後の処置代12,000円)

《通常のサービス提供を超える費用(利用者負担額10割)》

項目	金額
介護保険外サービス	介護報酬の告示上の額と同額とします。 区分支給限度額を超えてサービスを利用した場合など介護保険枠外のサービス料金

訪問看護及び介護予防訪問看護ご利用料金表(3割負担の場合)

別紙料金表①

1 単位 : 11.12円 (横浜市⇒2 級地)

(H30.8月改正)

介護 予 防 訪 問 看 護 費	サービス提供時間	サービス内容	単位数	金額	利用者負担 (3割) *2	
	所要時間20分未満の場合 *1	介護予防訪問看護 I 1	300	3,336円	1,001円	
	所要時間30分未満の場合	介護予防訪問看護 I 2	448	4,981円	1,495円	
	所要時間30分以上1時間未満の場合	介護予防訪問看護 I 3	787	8,751円	2,626円	
	所要時間1時間以上1時間30分未満の場合	介護予防訪問看護 I 4	1,080	12,009円	3,603円	
	PT・OT等による訪問の場合(20分)	介護予防訪問看護 I 5	286	3,180円	954円	
	PT・OT等による訪問の場合(40分)	介護予防訪問看護 I 5×2	572	6,360円	1,908円	
	PT・OT等による訪問の場合(60分)	介護予防訪問看護 I 5・2超	771	8,573円	2,572円	
訪問 看 護 費	サービス提供時間	サービス内容	単位数	金額	利用者負担 (1割) *2	
	所要時間20分未満の場合 *1	訪問看護 I 1	311	3,458円	1,038円	
	所要時間30分未満の場合	訪問看護 I 2	467	5,193円	1,558円	
	所要時間30分以上1時間未満の場合	訪問看護 I 3	816	9,073円	2,722円	
	所要時間1時間以上1時間30分未満の場合	訪問看護 I 4	1,118	12,432円	3,730円	
	PT・OT等による訪問の場合(20分)	訪問看護 I 5	296	3,291円	988円	
	PT・OT等による訪問の場合(40分)	訪問看護 I 5×2	592	6,583円	1,975円	
	PT・OT等による訪問の場合(60分)	訪問看護 I 5・2超	798	8,873円	2,662円	
加 算	サービス提供体制強化加算(1回につき)		サービス提供体制強化加算	6	66円	20円
	・別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定訪問看護事業所が、利用者に対し、訪問看護を行った場合に加算される		サービス提供体制強化加算×2	12	133円	40円
			サービス提供体制強化加算×3	18	200円	60円
			サービス提供体制強化加算2 (*5については1月につき)	50	556円	167円
			利用者の同意を得て、計画的ではない緊急時訪問を必要に応じて行う場合※計画に位置付けた方に限り	緊急時訪問看護加算1*3	574	6,382円
	特別な管理を必要とする利用者に対して訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合		特別管理加算(I)	500	5,560円	1,668円
			特別管理加算(II)	250	2,780円	834円
	新規に看護計画書を作成した場合(サービス初回目)		初回加算	300	3,336円	1,001円
	病院、診療所、老健、介護医療院に入院中又は入所中の者に対し、主治医等と連携し必要な指導を行い、その内容を文書により提供した場合(初回加算算定の場合は算定不可)		退院時共同指導加算(1回) ※特別管理加算の場合に限り2回可	600	6,672円	2,002円
	ケアプラン上90分以上のサービスを位置付けている場合1回につき加算※特別管理加算の対象者に限る		長時間訪問看護加算	300	3,336円	1,001円
	複数の看護師等が同時に看護を行う場合	複数名訪問看護加算 I	所要時間30分未満	254	2,824円	848円
			所要時間30分以上	402	4,470円	1,341円
	看護師等が看護補助者と同時に看護を行う場合	複数名訪問看護加算 II	所要時間30分未満	201	2,235円	671円
			所要時間30分以上	317	3,525円	1,058円
	厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、ターミナルケアを行った場合(介護給付に限る)		ターミナルケア加算(死亡月)	2,000	22,240円	6,672円
	午前6時～午前8時、又は午後6時～午後10時の時間帯に居宅サービス計画上に位置付けて訪問看護を行った場合		夜間早朝加算	所定単位×1.25		
	午後10時～午前6時の時間帯に居宅サービス計画上に位置付けて訪問看護を行った場合		深夜加算	所定単位×1.5		
	訪問介護事業所(登録特定行為事業者)と連携し、喀痰吸引等の支援指導を行った場合		訪問看護・介護連携強化加算(1月に1回に限り)	250	2,780円	834円
定期巡回・随時対応サービス・連携型訪問看護(介護給付に限る)(月定額)			2,935	32,637円	9,792円	
要介護5の者の場合にのみ前項に加算(1月につき)			800	8,896円	2,669円	
看護体制加算算定要件を満たした事業所が、訪問看護を提供した場合※介護予防訪問看護はIIに限る		看護体制強化加算 I	600	6,672円	2,002円	
		看護体制強化加算 II	300	3,336円	1,001円	

*1 …… 20分未満の訪問看護(介護予防含む)は、特定の場合のみ利用可能です。

*2 …… 1月にご利用された介護保険サービスの合計単位数が、介護保険被保険者証に記載された「区分支給限度基準額」を超えた場合、超過分は保険対象外(全額自己負担)となる場合がありますのでご注意ください。

*3 …… 1月以内の2回目以降の緊急時訪問については、状態等限定せず、早朝、夜間、深夜の訪問看護に関わる加算を算定します。

《利用料負担額の計算方法》 ※実際の請求と料金表の合計とは小数点以下の処理から誤差が生じる場合があります。

地域単価×単位数=〇〇円(1円未満切り捨て)

〇〇円-(〇〇円×負担割合※1(1円未満切り捨て))=△△円(利用者負担額) ※1負担割合は1割負担の場合:0.9、2割負担の場合:0.8

《運営規程で定めたその他の費用(利用者負担)》

3割負担の場合:0.7

その他	交通費	通常の実施地域(港南区、磯子区、栄区、戸塚区)以外の地域の方は、交通費がかかります。 公共交通機関利用・・・実費負担、訪問車利用・・・実施地域を越えた分について、片道1キロメートル毎に50円
		亡くなられた後処置(死後の処置代12,000円)

《通常のサービス提供を超える費用(利用者負担額10割)》

項目	金額
介護保険外サービス	介護報酬の告示上の額と同額とします。 区分支給限度額を超えてサービスを利用した場合など介護保険枠外のサービス料金